

生活福祉資金貸付制度のご案内

生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立や在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

実施については資金の種類ごとに貸付の要件や貸付限度額等を設け、それぞれの用途に応じた貸付をおこなっています。

また、本貸付制度は、返済義務を伴う貸付ですので、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、相談コーナーや地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

申込は、所定の様式及び添付書類を、生活福祉資金相談コーナー（北九州市社会福祉協議会）で受け付け、福岡県社会福祉協議会に提出します。

● 制度の特徴・基本事項

1. 世帯単位での貸付です。

基本的に世帯を単位として貸付けるものであり、原則として世帯の生計中心者が申込者となります。

2. 他制度が優先です。

他制度の利用ができない場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、申込の際に他制度の利用ができないかを確認します。

3. 償還義務を伴う貸付制度です。

貸付制度であり、償還の義務があります（期限までに償還しなかった場合には、年 5.0% の延滞利子が発生します）。

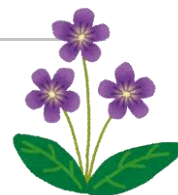
このため貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の償還が可能であるかも含めて審査を行いますので、貸付に至らない場合もあります。

4. 連帯保証人について

原則として連帯保証人が必要ですが、連帯保証人が立てられない場合でも申込できる場合があります。（連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年 1.5% の利子が発生します。）

5. その他

審査には、一定の期間を要します。



平成 27 年 4 月から、総合支援資金、緊急小口資金の貸付にあたっては、原則として、各区のいのちをつなぐネットワークコーナーの支援を受けることが要件となりました。

※ いのちをつなぐネットワークコーナーでは、仕事やお金に関すること、家族関係などさまざまな理由で経済的に困りの方のご相談をお聞きし、各種関連機関と連携しながら、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援を行っています。

